



新しい介護予防・日常生活 支援総合事業への移行

～平成27年度に移行して～

広島県府中市

姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会研修会

平成28年5月21日(土)

姫路市医師会館大ホール



地域の状況

(高齢者データ、地域資源データ)

平成28年4月1日(もしくは平成28年3月31日現在)

	姫路市	府中市
面積	534.34km ²	195.71km ²
人口	534,605人	41,102人
高齢者人口	134,526人	14,291人
高齢化率	25.2%	34.8%
後期高齢者人口	62,227人	7,575人
世帯数	213,324世帯	17,548世帯
要介護認定者数・割合	29,272人・21.8%	3,011人・21.1%
介護保険料(基準額)	5,300円	6,025円
地域包括支援センター	直営0, 委託23	直営1, 委託0
訪問介護事業所	130	11
通所介護事業所	194	12



来場者数 515,000人



出展団体 63団体

備後府中焼きを広める会(広島県府中市)

相当サービスのみで

府中市は、平成28年1月に移行しました。

①訪問型サービス（P22～）

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

相当サービスのみで

府中市は、平成28年1月に移行しました。

②通所型サービス（P23～） ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



地域の状況

(高齢者データ、地域資源データ)

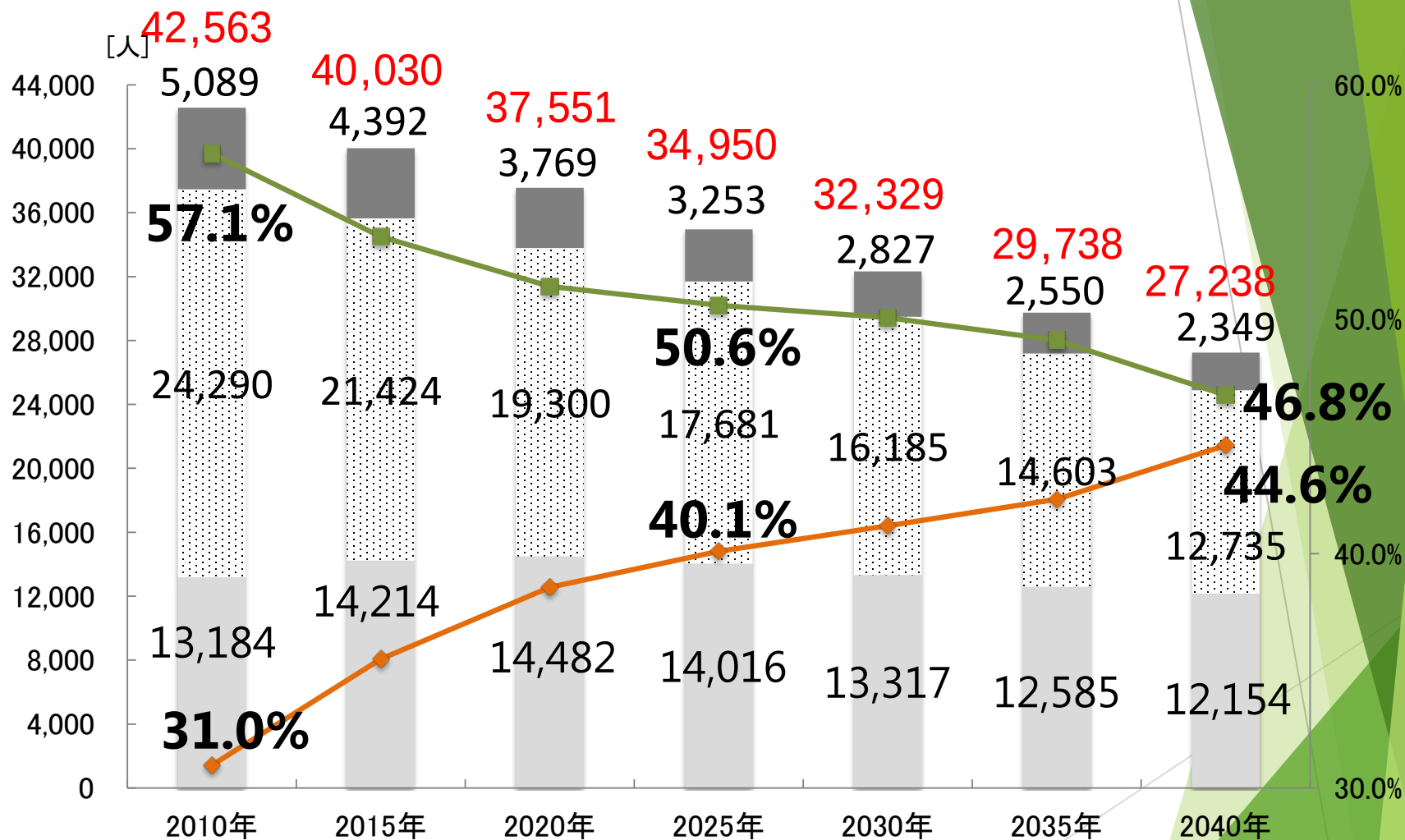
平成28年4月1日(もしくは平成28年3月31日現在)

	姫路市	府中市
面積	534.34km ²	195.71km ²
人口	534,605人	41,102人
高齢者人口	134,526人	14,291人
高齢化率	25.2%	34.8%
後期高齢者人口	62,227人	7,575人
世帯数	213,324世帯	17,548世帯
要介護認定者数・割合	29,272人・21.8%	3,011人・21.1%
介護保険料(基準額)	5,300円	6,025円
地域包括支援センター	直営0, 委託23	直営1, 委託0
訪問介護事業所	130	11
通所介護事業所	194	12



これが府中市の将来の姿です！

高齢者数の増加、生産年齢人口の減少

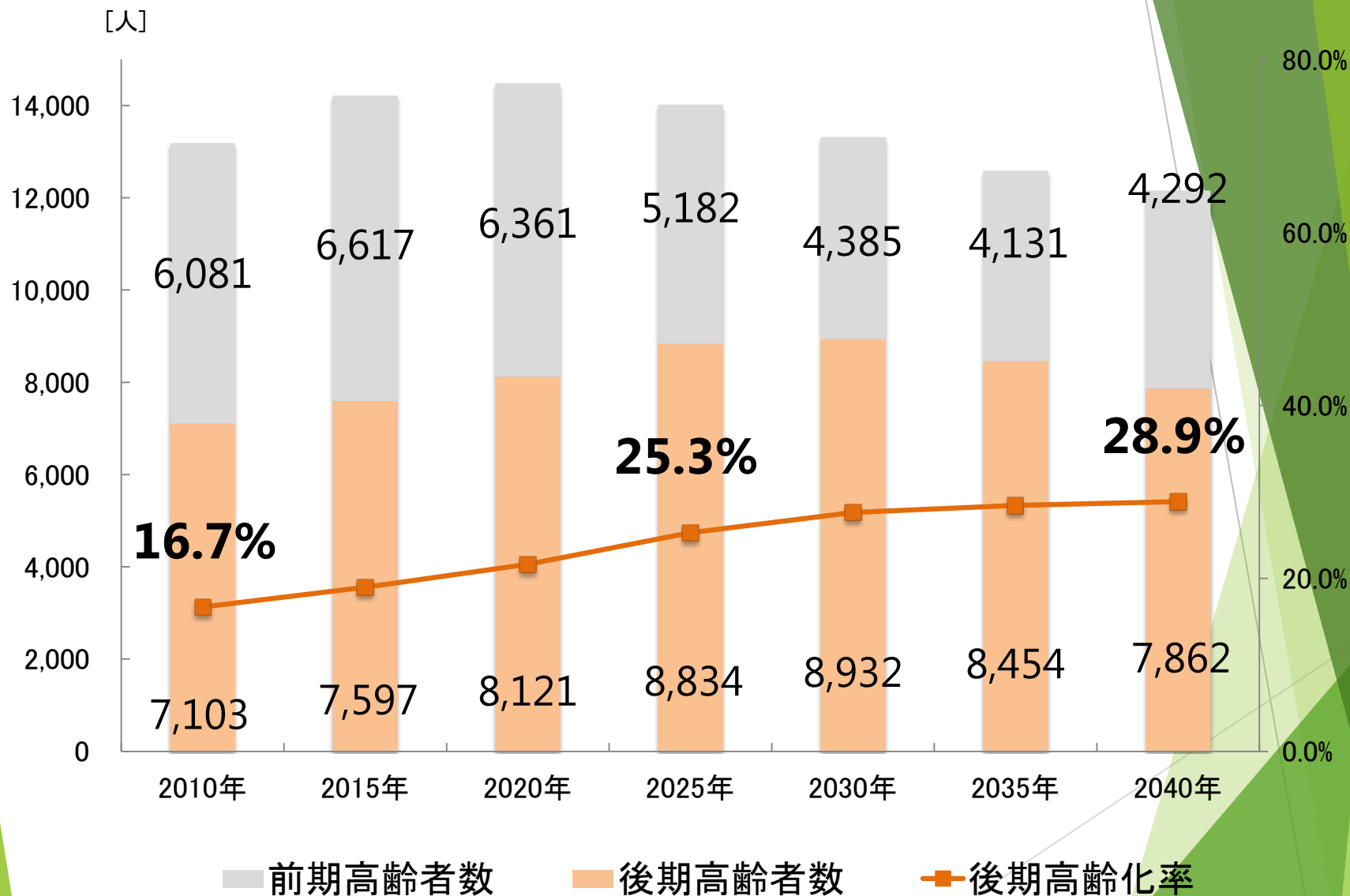


■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 高齢者数 ■ 生産年齢人口割合 ■ 高齢化率

資料：日本の地域別将来推計人口 平成25(2013)年3月 国立社会保障・人口問題研究所

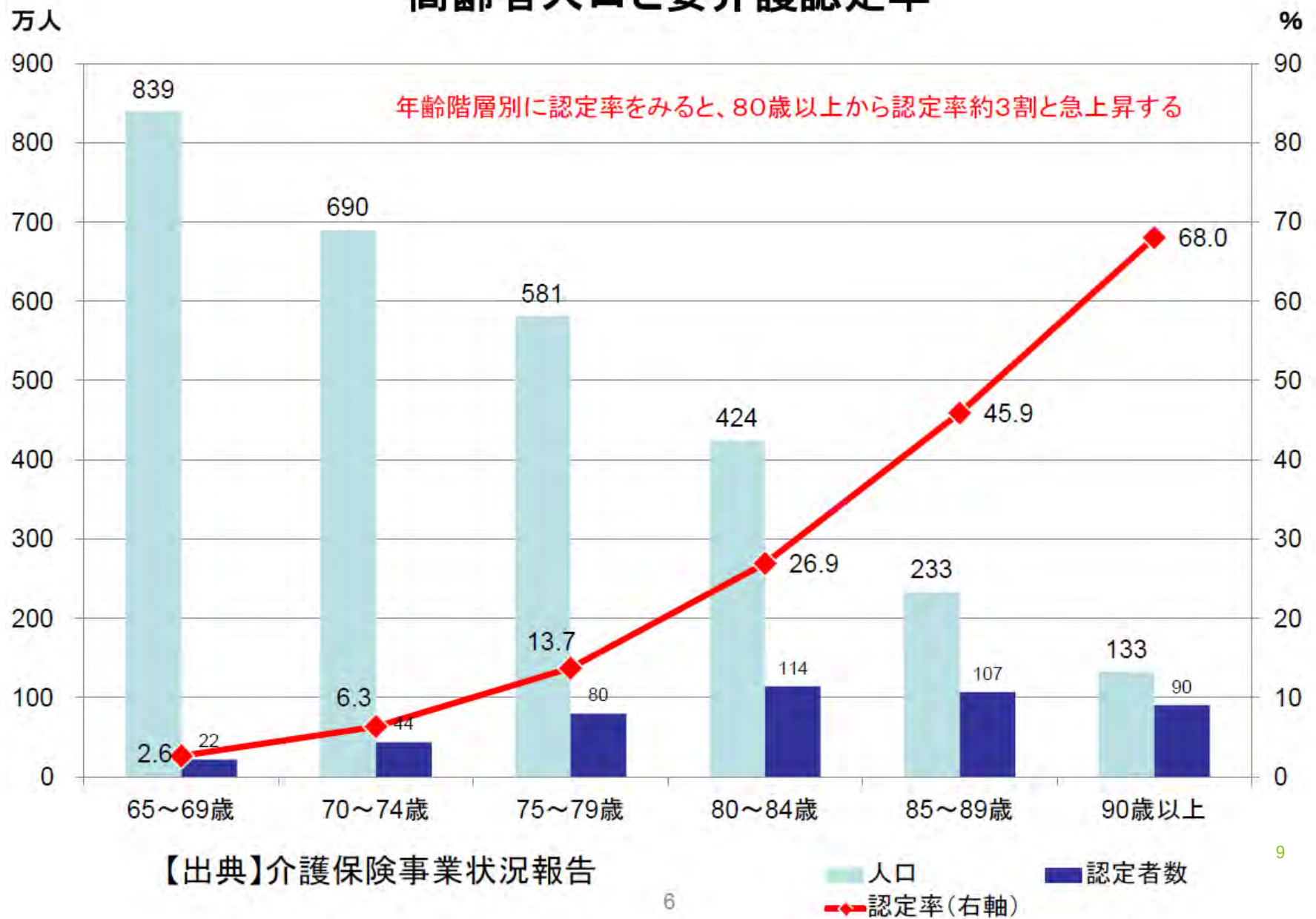


後期高齢者数の増加





高齢者人口と要介護認定率





前期高齢者を担い手に含めても、2025年は騎馬戦型

2010年



75歳以上1人に
対して15～74歳は **4.3人**
うち 0.9 人は前期高齢者



2025年



認定者の
状況は？

担い手の
状況は？

75歳以上1人に
対して15～74歳は **2.6人**
うち 0.6 人は前期高齢者

予防給付

(全国一律の基準)

訪問介護

移行

地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニデイサービス

コミュニケーション、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与する教室

移行

通所介護

・専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスの提供
(専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス
(多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)

・支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

・能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保

＋ 同時に実現

費用の効率化

・住民主体のサービス利用の拡充
・認定に至らない高齢者の増加
・重度化予防の推進

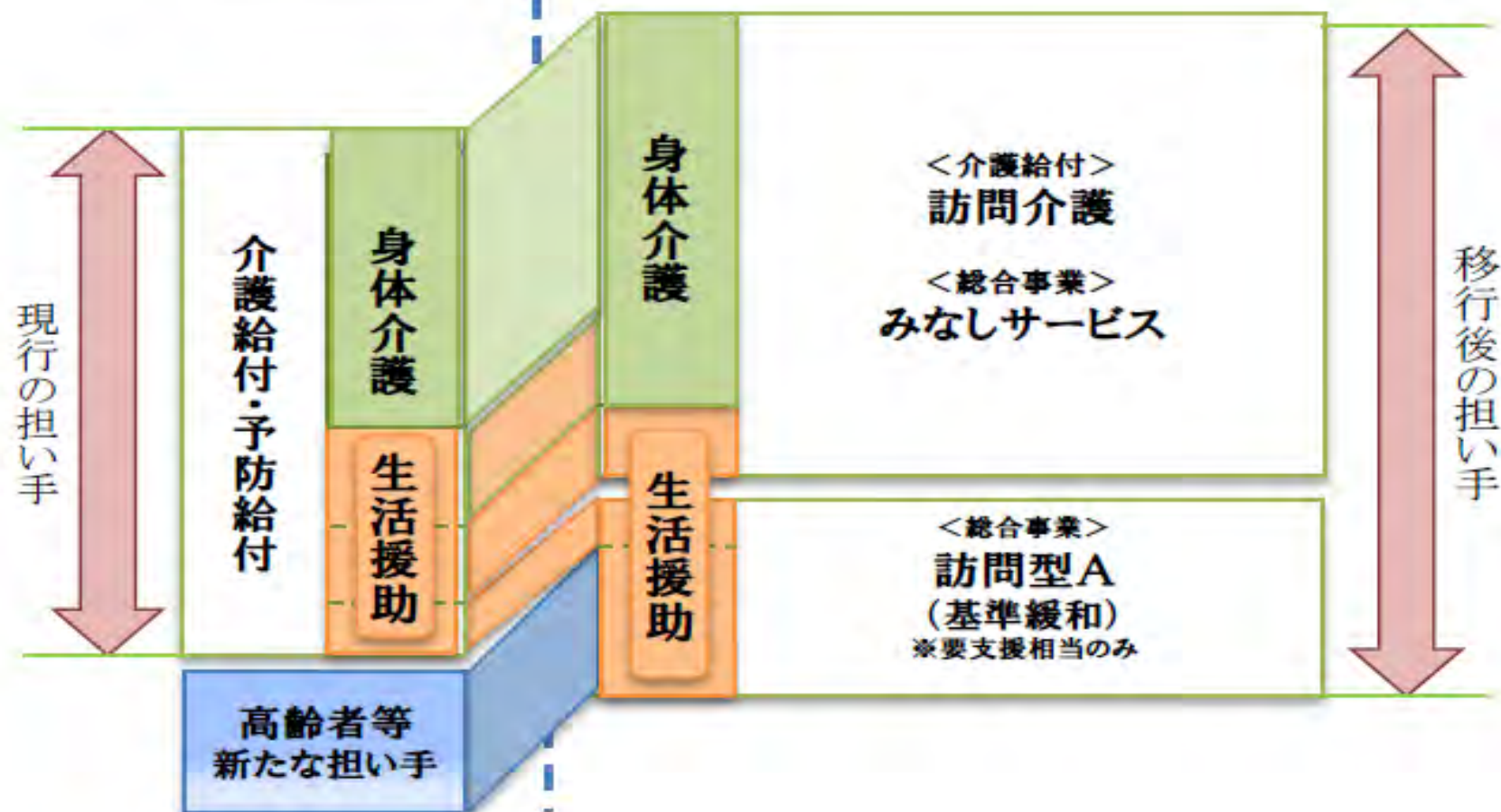
介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

訪問型Aの導入による担い手の拡大イメージ

現行

総合事業移行後



介護予防・生活支援・社会参加の融合

従来の考え方



総合事業での考え方



高齢者の自主的な地域活動を支援します

府中市は、平成28年1月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行。
地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取組を応援します！

介護保険法の本質理解（一部条文抜粋）

第一条（目的）	●加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、(中略)これらの者が 尊厳を保持し 、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、(中略)国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって 国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的 とする。
第二条 第二項（保険給付）	保険給付は、要介護状態の軽減又は悪化防止、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。
第二条 第三項	保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
第二条 第四項	保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して…
第四条（国民の努力義務）	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリ・福祉サービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める。

段階的に

多様なサービスは、平成29年度までに創設。

①訪問型サービス（P22～）

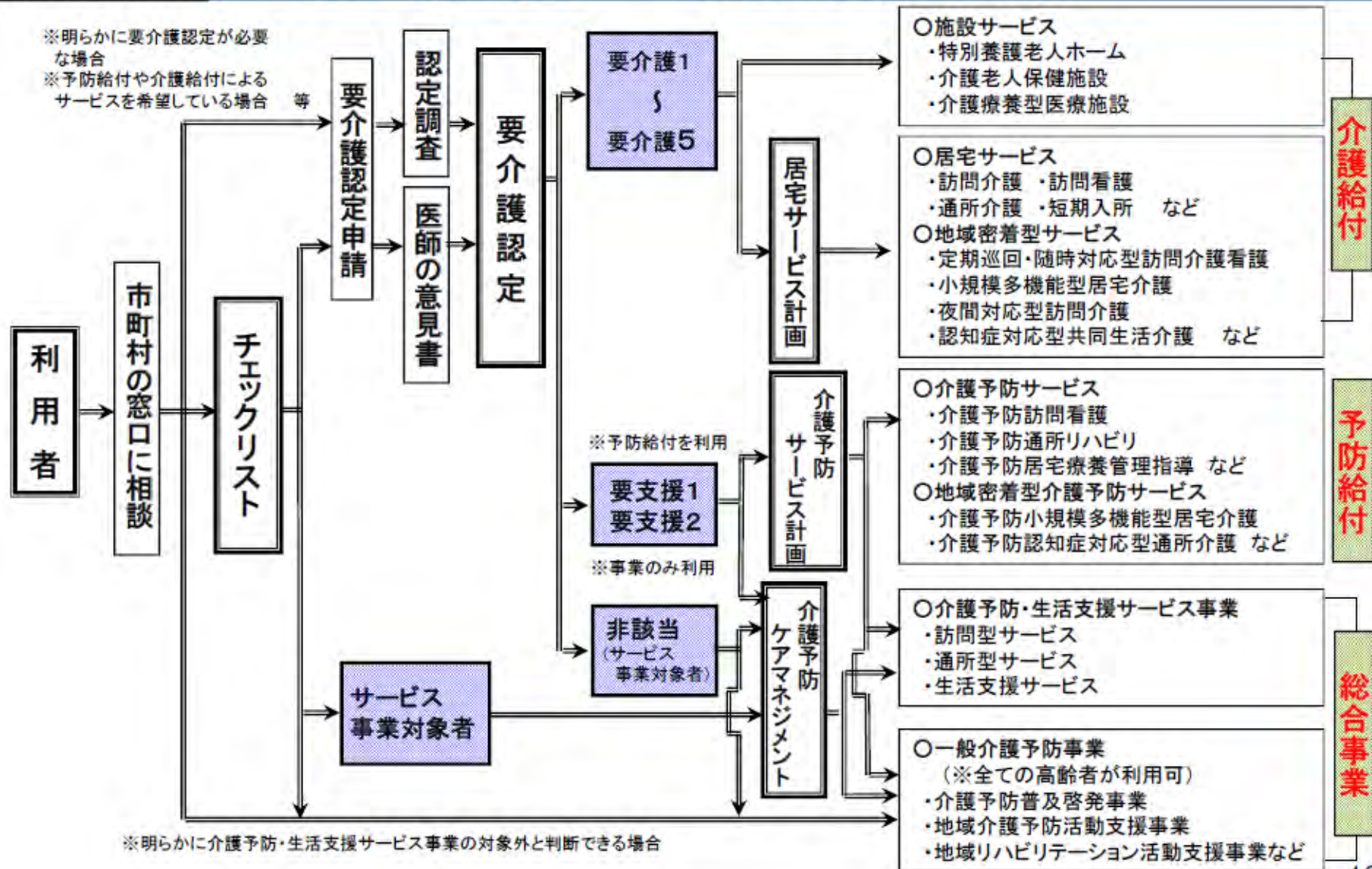
※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

第4 サービス の利用の流れ

【参考】介護サービスの利用の手続き



協議体で生活支援の議論開始 第2層協議体から設置

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

地域資源の発掘⇒ネットワーク⇒マッチング

生活支援・介護予防サービスの分類と活用例

サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の 助け合い	備 考	
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。 介護者の集い、介護教室等。					
②家事援助	訪問型サービス で実施。NPO・ボ ランティアを主に 活用			要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。 一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施 可能。				
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般 介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。							
④外出支援	訪問型サービスD で実施。担い手は NPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施				
⑤配食＋見守り	その他の生活支 援サービスを活用 可。担い手はNPO、 民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業 では、民間市 場で提供され ないサービス を提供	
⑥見守り・安否 確認	その他の生活支 援サービスを活用。 担い手は住民、ボ ランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り					

※ 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

「5つのこと」と「ちょこっとしたこと」

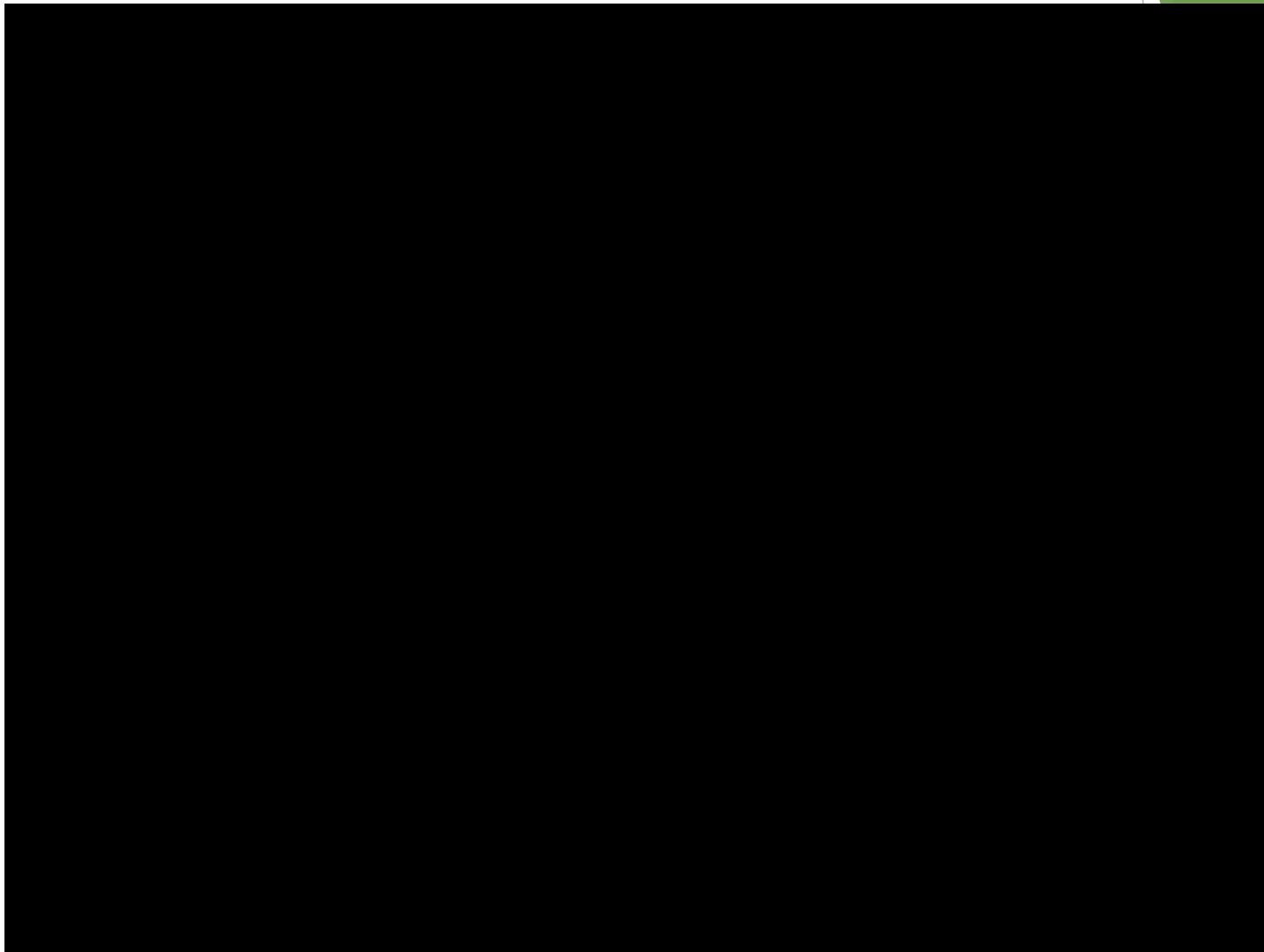
<地域資源の整理イメージ(例)>

資料)寒河江市役所提供

区 分			公的サービス		保険外サービス（非営利・福祉組織など）							市場分野 (民間企業)
			市福祉サービス (地域支援事業含む)	介護保険サービス	社会福祉協議会	介護事業所	NPO法人	シルバー人材センター	農業協同組合	生活協同組合	地縁団体等	
5つのこと	日常的な家事	買物、掃除、調理、布団干しなど	事業名:生活支援ホームヘルパー派遣 内容:日常の家事支援 料金:1時間200円1回2時間迄、週2回迄 要件等:一人暮らし、高齢夫婦世帯	訪問介護事業所 (8事業所)	訪問介護事業所	A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B介護事業所家事代行サービス 1時間2625円～(スポットサービス) C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所有償ボランティアサービス 1時間950円	家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	訪問介護事業所 食料宅配サービス	①生協ぐらしのたすけあい(家事支援 1時間650円) ②食料宅配サービス ③弁当宅配	○A社(家事支援 1時間2100円～) ○B社(弁当・食品配達) ○C社(弁当・食料宅配) ○D社(弁当宅配) (山形市) ○E社(弁当宅配) (山形市) ○F社(冷凍弁当宅配) (河北町) ○G社(冷凍弁当配達) ○食料宅配H店内で買い物をしたものを送料324円～発送	
	安心	自分の存在を気にかけてくれている人がある	①事業名:安心訪問サービス 内容:ヤクルト届け安否確認 料金:無料 要件:一人暮らし ②事業名:配食サービス 内容:月・水・金の昼食を届け安否確認を行う。 料金:400円又は300円 要件:一人暮らし・高齢夫婦世帯 ③事業名:緊急通報装置貸し出し 内容:3件までの緊急時連絡先を予め登録した緊急通報装置を貸し出す。 料金:無料 要件:一人暮らし	訪問介護事業所 (8事業所)	①一人暮らしサロン ②民生委員の訪問	安否確認 話し相手など A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～(スポットサービス) C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所 安否確認 話し相手など	安否確認 話し相手など 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	安否確認 話し相手など 生協ぐらしのたすけあい(家事支援 1時間650円)	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○J社(緊急時ブザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月) ○J社(通報ボタンを押すと当社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。) ○K社(モバイル版緊急通報システム)	
	外出	通院や買物	①事業名:福祉タクシー利用助成 内容:福祉タクシー利用券600円年間18枚迄助成 ②事業名:移送サービス 内容:ストレッチャーでの移送が必要な方に利用券12枚迄助成。所得制限あり。 ③デマンドタクシー 内容:市内交通空白地帯から公共施設、病院等へのタクシー車両による移動支援。 料金:地区により300円又は500円	訪問介護事業所 (8事業所)	介護サービス(訪問介護・乗降介助)	通院買い付け添いなど A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～(スポットサービス) C事業所支援 1時間1500円	A事業所 通院買い付け添いなど B事業所福祉有償運送サービス 内容:介助なしでは公共交通機関の利用が困難な方の自家用車を使用しての移動支援。 料金:2キロ以内400円 要件:介護度、自立度基準あり。	通院買い付け添い 1時間904円	福祉有償運送サービス		○Lタクシー(福祉車両) ○Mタクシー(福祉車両) ○N社(福祉タクシー) 朝日町	
	交流	友人、知人等	事業名:介護予防生きがい活動事業(ミニデイ) 内容:各地区公民館等での交流活動 料金:1800円(食費含む) ○ふれあい元気サロン	通所介護(デイサービス)16事業所	①一人暮らしサロン ②一人暮らしの集い		A事業所 OCサロン		通所介護事業所 自費通所介護(デイサービス) 料金:2600円		①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	
	非日常的な家事	大掃除や家電製品の買物、雪片付けなど		除雪ボランティア 内容:単身か高齢世帯 低所得、近くに親族居ない世帯の除雪 料金:無料		大掃除、保険対象外の支援など A介護事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～(スポットサービス) C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所 大掃除、保険対象外の支援など	庭木の手入れ、大掃除 雪片付け1時間1244円～				
ちょこっとしたこと	蛍光灯の交換や硬いふたの開け閉めなど		よろずボランティア 内容:高齢単身世帯への30分程度の支援 料金:無料									



「いつまでも元気で
おりてやあ～けえのお～」









びんご府中 元気もりもり体操



ストレッチ・筋トレ1・筋トレ2・口腔・脳トレ

【まとめにかえて】

- 現行相当サービスでの移行
- 規範的統合の推進
- 多様なサービスのため協議体を設置
- 住民の自主的な介護予防を推進
- 自立支援の介護予防ケアマネジメント

**「新しい総合事業」の中心的なテーマは、
「サービスづくり」でも、「制度づくり」でもなく、
「地域づくり」です。**